

平成二十七年法務省令第三号

入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の五第三項の規定に基づき、入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令（昭和五十六年法務省令第六十三号）の全部を次のように改正する。

第一条 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合に携帯する証票は、本体、身分証及び記章をもって一組とする。

第二条 証票の様式は、別図のとおりとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式による証票は、当分の間、この省令による改正後の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式により交付された証票とみなす。

附 則

（平成三十二年三月一五日法務省令第七号）抄

（施行期日）

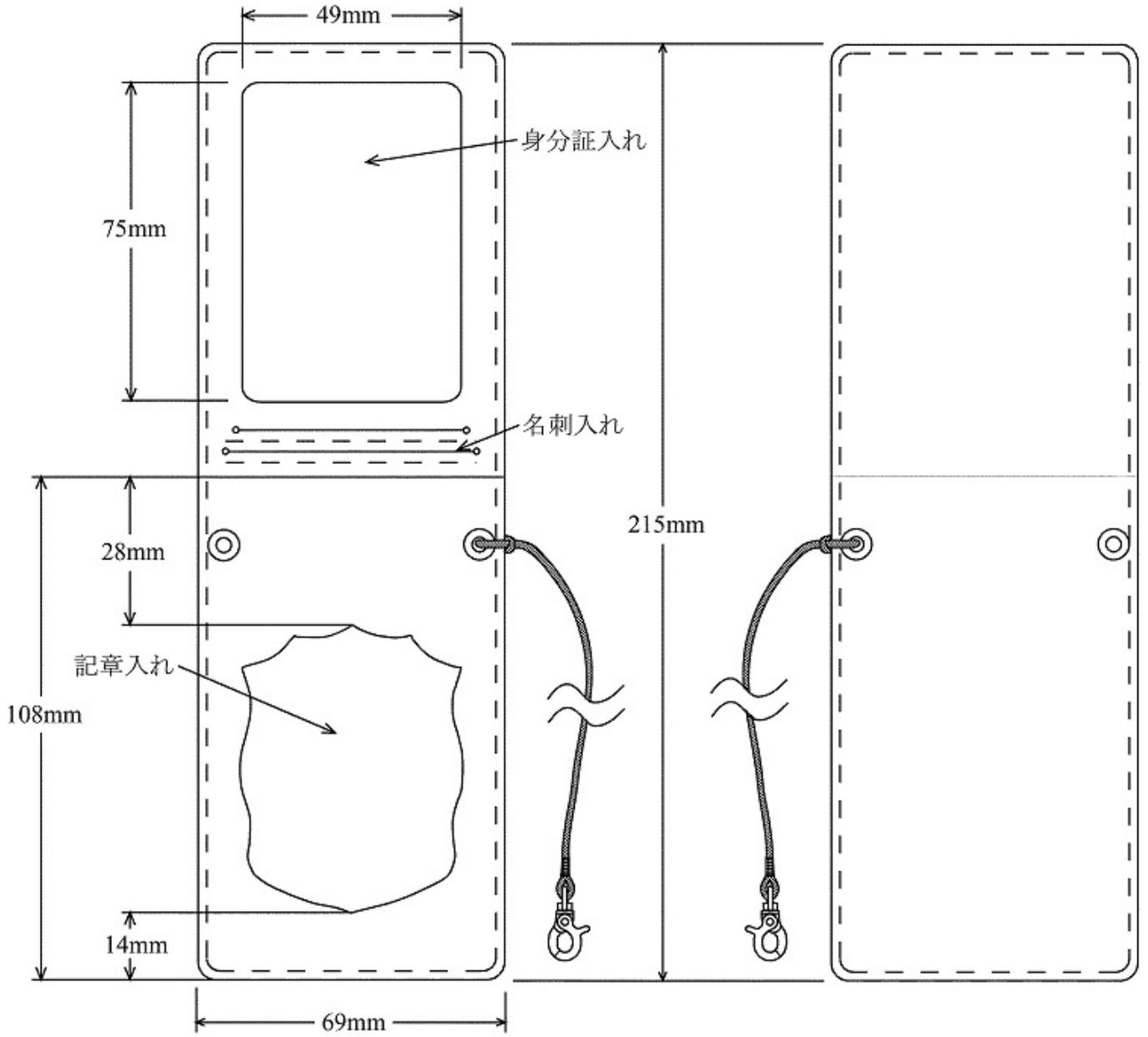
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

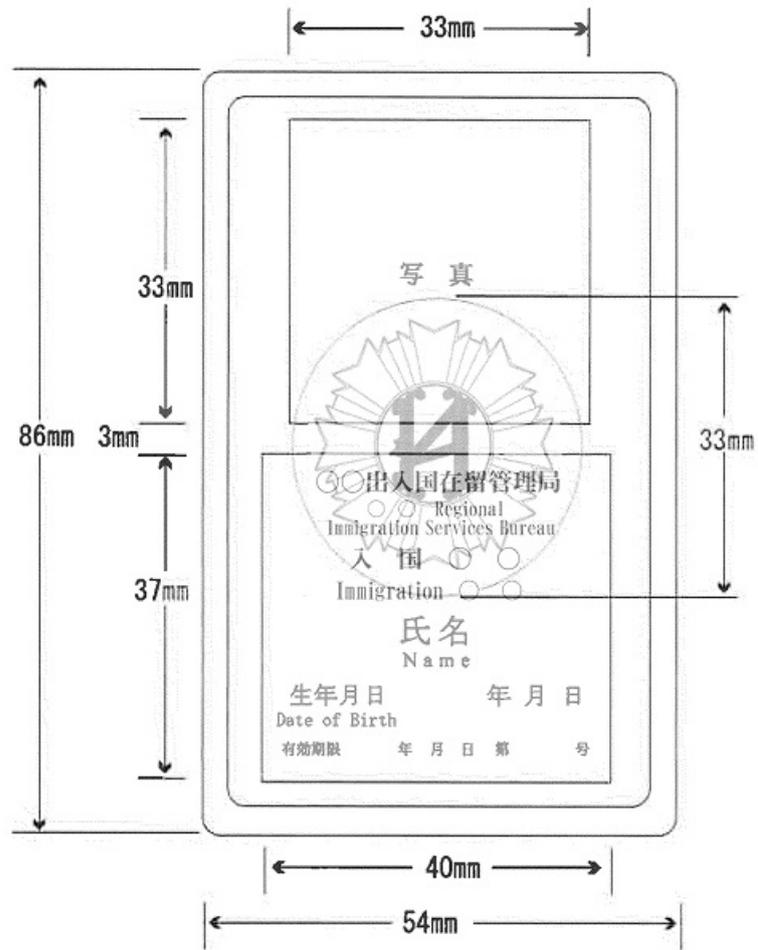
（第七条の規定による入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式による証票は、当分の間、この省令による改正後の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式により交付された証票とみなす。

別 図

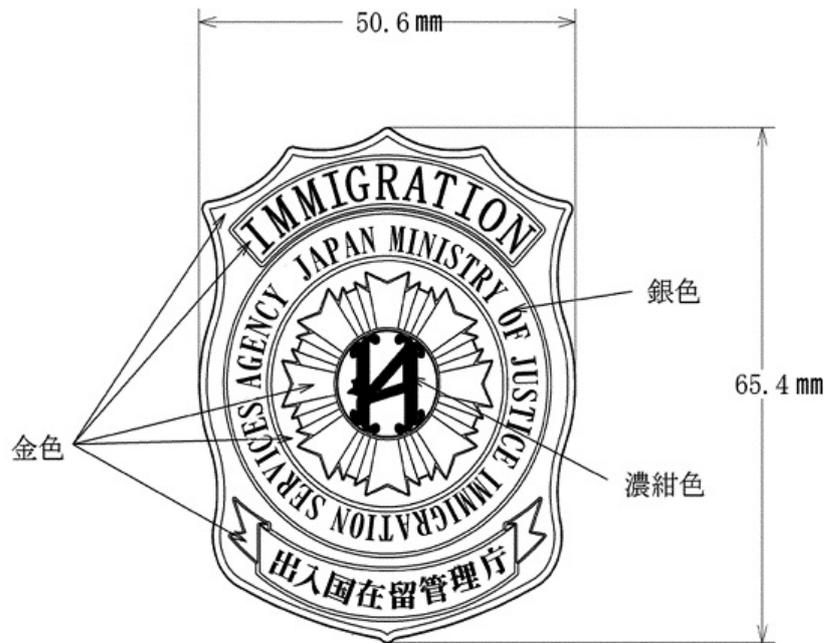
本 体





備考
1

- 2 本体は、黒色革製二つ折りとし、黒色のひもを付ける。
身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証は、プラスチック製とし、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又は貼り付け、ホログラムにより旭日の中にI及びAを組み合わせたマークの紋章を表示する。



- 4 「〇〇出入国在留管理局 〇〇Regional Immigration Services Bureau」の部分には、所属の入国者収容所名又は地方出入国在留管理局名を表示するものとする。
- 5 「入国〇〇 Immigration Control Office」の部分には、入国審査官にあつては入国審査官 Inspector、入国警備官にあつては入国警備官 Immigration Control Officerを表示する。
- 6 記章は、金属製とし、「IMMIGRATION」、「JAPAN MINISTRY OF JUSTICE IMMIGRATION SERVICES AGENCY」及び「出入国在留管理庁」の文字を黒色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色で表示する。